

寺院の豪奢
と腐敗

卷を持ち歸つたのである。従つてこれら經典の書寫も盛んに行はれ、それらの寫經は驚くべき厖大の量に上り、當時の佛教が如何に豊富な學問的基礎の上に築かれてゐたかが窺はれる。

既に述べた如く、佛教の興隆はまた多くの造寺造佛となつて現はれ、藝術發展の機縁をなしたが、それらの寺々は國家の厚き保護を受け、或は封戸を授けられ、或は寺田を與へられて、その經濟的基礎とした。しかるに、これらの經濟力の發展が、おのづから國家財政に矛盾を生ずるに至つたことは重大な事實である。いはば國家の保護を受け、國家の目的に奉仕することを念とした寺々が、やがて經濟的基礎の確立とともに、いつしかその本來の任務を忘れて、自らの恣意的な行爲に走ることとなつたのである。奈良時代末に於いては、僧侶の俗權掌握、寺院の腐敗が目に餘ることとなつたが、それはかれらが國家の恩寵に狎れ、守るべき限界を忘れた許し難き結果であるといはねばならない。かくて時代は、この點より見るも、おのづから轉回せざるを得なかつたのである。

第五章 平安の御代

第一節 桓武天皇の新政

桓武天皇

一政治の刷新 光仁天皇は、天應元年一一四四年四月、太子山部親王に御讓位あらせられた。桓武天皇は、先帝の御意志を繼ぎ給ひ、朝政の皇張を圖つて數々の御偉業を残し給うたが、中にも平安奠都と蝦夷征討とは、その最も顯著なる御事業であつた。

天皇は、施政の初めに前代の積弊を刷新し、皇權の擴張を期し給うたが、そのためには、遷都によつて人心を一新し、しかも水陸交通の便に富む山城國に地をトして都を營まんとせられた。けだし平城京は、前代より佛教の淵藪であつて、佛徒の惡弊は國政を紊し、人心を頽廢せしむるに至つたので、これが刷新の徹底を期するためには、まず遷都の必要があつたのである。初め、延暦三年山城國長岡に帝都を營み、宮殿がわづかに成るのを待つて、急ぎ

平安奠都

平城京より長岡宮に幸せられたが、經營半ばにして頓挫を來し、別に新らしき地を求め、和氣清麻呂の建議に基づいて延暦十三年一四五四年都を平安京に定め給うた。

平安京の都制は、平城京のそれに準じ、左右兩京、九條八坊の條坊制を探るものであつた。ただ全體の規模は平城京に勝り、殿堂邸第輪奂の美を競ひ、民屋また軒を列ねて殷賑を極めた。

新京の經營が續けられるとともに、天皇は、また往古の淳風に鑑みて政治の革新を進め給うた。奈良時代末葉の餘弊は、地方政治の弛緩を來し、民力の疲弊を生じたので、特に地方政治の振肅に大御心を寄せ給うた。當時地方政府の不振は、國司の奸曲に原因することが多かつたので、天皇は、新たに勘解由使を置き、國司交替の際の事務引繼を検察せしめて、嚴にその理非を匡し給うた。また國司・郡司の守るべき條例を制定し、以て官吏の抜擢・黜陟を行ひ、地方政治の振肅を計り、民庶の生活の安定を期し給うた。

蝦夷巡撫

天皇は、さらに邊境の開拓を進めて皇化の普及、良民の安堵を圖り給うた。

蝦夷の經略は、日本海沿岸に於いては早く進捗したが、太平洋沿岸にあつては遅々として進まなかつた。光仁天皇は、さきに蝦夷地の經營に著手あらせられ、業半ばにしてこれを桓武天皇に引繼がしめ給うたのである。天皇は、蝦夷教化の容易ならざるを察し給ひ、糧食・兵器等に萬全の準備を積ませられ、延暦八年紀古佐美を征東大使に任じて、蝦夷を鎮撫せしめ給ひ、ついで坂上田村麻呂を征夷大將軍に任じて、その鎮撫教化に當らしめ給うた。田村麻呂は、その籌策よろしきを得、恩威並び施したので、さしも頑強であつた蝦夷を屈服せしめ、膽澤・志波の兩城を築き、東北經營の根據とした。特に膽澤城は、これより鎮守府として、永く東北地方を統御する府となつた。このち嵯峨天皇の御代に、さらに征討が行はれ、これを以て東北地方の經路はほほ一段落を告げたのであるが、それには桓武天皇の御代に於ける蝦夷鎮撫の成功が有力なる素地をなしたのである。

桓武天皇を始め奉り、列聖の御仁政によつて、東北の經營は、平安時代初期に於いてほぼ成就したが、一方歸順した蝦夷に對しては、努めて撫育の法を

以て臨ませられた。即ち俘囚はこれを全國に配置し、國司の監督教導の下に撫育を加へ、或は姓を與へ、或は位階を賜うた。かくして全く歸順した俘囚は、その性勇猛なるため、奥羽の守備兵として用ひられ、また防人として九州地方に送られた。また永年皇化に服したものには口分田を給し、のちにはその願によつて國民と變るところなき調庸の民とした。やがて俘囚は、全く大和民族のうちに同化してその痕跡を留めざるに至り、皇威の廣大無邊なることを景仰し奉つたのである。

佛教の肅正

二 佛教の肅正 奈良時代の佛教は、隆盛を極めたが、弊害も隨つて百出し、政綱弛緩の隙を生ずるに至つた。光仁天皇・桓武天皇は、専らその匡正に力めさせられ、僧侶の得度、寺院の造立、寺領の寄進等に嚴重な制限を加へ給うた。かの平安遷都の一原因が、平城京が俗権に染みた僧侶の淵藪となれるを避け給ふにあつたことは、既に述べたところである。しかし天皇は、佛教そのものを抑壓しようとしたせられたのではなく、本來の正しき立場を守る寺院僧侶は、むしろこれを保護育成し給うたのである。されば、平安京の經營につ

いても、平城遷都に於ける如く、舊京の諸大寺を新京に遷すことはせられなかつたが、新たに近江に梵釋寺、京都に東寺・西寺を建立せられ、また南都六宗に對しても、公平な御處置を以てその發達を圖らせられたのである。さらに佛教肅正の積極的な御事蹟として注意すべきは、天皇が最澄・空海を簡拔して入唐求法せしめ給うたことである。二人は歸朝後天台・真言の兩宗を開き、日本佛教の眞の獨立を完成するに至つた。

最澄は、桓武天皇の勅を奉じて入唐し、在唐僅かに八箇月餘にして延暦二十四年歸朝したが、その間天台の祕奧を究めた。歸朝後、天台宗の興隆を圖り、教義の研究に從ふとともに、戒律を嚴にして弟子の養成に努め、或は出でて東西に教化を試みた。翌二十五年天台宗は、南都諸宗と並んで獨立の宗派として公認せられた。桓武天皇は、この獨立御允許ののち間もなく崩御あそばされたが、そののち最澄は、専ら嵯峨天皇の御保護をかたじけなくした。寂後比叡山の大乘戒壇獨立の勅許と延暦寺の寺號とを賜はり、ついで貞觀八年(652)清和天皇より傳教大師の謚號を賜はつた。これ我が國大

空海

師號の始めである。

空海は、最澄よりやや後輩であるが、その入唐留學は、最澄と同時に行つたのである。空海は在唐二年、特に密教の祕法を修め、大同元年(西暦686年)に歸朝した。歸朝後、修禪入定の地として高野山に金剛峯寺を開いたが、嵯峨天皇は洛内の東寺を空海に賜うて教王護國寺となし給ひ、仁明天皇は宮中に真言院を設け、空海をして護國の修法を行はしめ、真言宗の獨立を認め給うた。有名な弘法大師の謚號は、醍醐天皇が空海に賜うたものである。

當時真言宗は、唐に於いて盛んに行はれ、殊に宮廷佛教として榮えたので、空海は、その風を我が國に取入れたのであるが、しかし彼の真言宗は、唐の真言宗の摸倣ではなかつた。彼は獨自の方法によつて密教中心の教相判釋を試み、佛教の究竟は密教にあることを明らかにしたのである。また最澄の天台宗も、唐の天台宗と同じではなく、天台に加ふるに真言・禪・大乘戒を以てした全く日本獨特の宗派であつた。天台・真言兩宗は、日本佛教の興起を示すものであつて、我が國文化の發達に寄與するところ大いなるものがあ

つた。そしてこの兩宗は、奈良時代の寺院が都市に營まれたのと異なり、都塵を離れた山上翠綠の間に堂塔を設けたので、莊重森嚴の趣を加へ、衆庶の隨喜渴仰をひいた。加ふるに、兩宗とともに鎮護國家を念とし、盛んに修法祈禱を行つて聖朝安穩・國運隆昌を祈つたので、その健全なる國家性は頓に朝野の要望に合し、爾後の宗門の著しい發展を將來したのである。

佛教の肅正

延暦二年(天皇桓武)六月乙卯、勅曰、京畿定額諸寺、其數有限。私自營作、先既立祠。比來所司寬縱、曾不糲察。如經年代無地不寺。宜嚴加禁斷。自今以後、私立道場及將田宅蘭地捨施、并賣易與寺主典已上解却見任、自餘不論。蔭墮決杖八十。官司知而不禁者亦與同罪。(續日本紀卷三十七)

延暦四年(天皇桓武)五月己未、勅曰、出家之人、本事行道。今見衆僧多乖法旨。或私定檀越、出入閭巷、或誣稱佛驗、詳誤愚民。非唯比丘之不眞教律。抑是所司之不勤捉搦也。不加嚴禁、何鑿縫徒。自今以後、如有此類、擅出外國、安置定額寺。(續日本紀卷三十八)

第二節 朝政の隆運

平城天皇

官制の改革 一官制の改革 桓武天皇は、延暦二十五年崩御あらせられ、平城天皇即位し給ふ。天皇は、桓武天皇新政の御精神にしたがつて、地方政治の肅正、財政の緊肅等に大御心を注がせられたが、特に官制の改革に大きな御事蹟を遺し給うた。大寶令の官制は、深い研究の末に定められたものであつたが、これを実施してみると、次第にその缺點が發見せられるやうになつた。その缺點の一つは、形式を整へ過ぎたために無用の官が多く、冗員が生じたことである。依つて朝廷では、御英斷を以てそれら無用の官を盡く他の官に合併し、極めて實情に即した緊縮せる官制を定められたのである。武官の役所たる衛府の如きは、既に五衛府より八衛府、七衛府とその官制を改められたが、この時左右衛士府(のち左右衛門府と改む)、左右兵衛府、左右近衛府の六衛府に改めさせられ、これが後世までそのまま存續したのである。

嵯峨天皇

令外官 嵯峨天皇の御代に於いて官制の改革は、さらに積極的な進展を見た。藏人所と檢非違使との設置がそれである。これらは令の規定にはなくて、のちに加へられた官であるから、これを令外官と稱する。けだし令の官制の

職制の改革

缺點が、さきには無用の官の廢止に於いて修正せられたが、ここでは必要な官の設置によつて、修正せられたものであり、ともに律令政治の圓滑なる進展を圖らせらるる叢慮に出づることは申すまでもない。それはまた、官制の日本化とも稱すべき日本文化發展の一象徴でもあつたのである。

藏人所

令の制度によれば、詔勅の發布には煩雜な手續を必要とし、緊急の場合に間に合はせたり、機密を嚴守したりするに遺憾の點があつた。嵯峨天皇は、この事情に鑑み、特に御信任厚き藤原冬嗣^{ふじわらのひつぐ}及び巨勢野足^{おほしのあし}を藏人頭に任じて機密の文書を取扱はしめ給うた。元來藏人は、御物の出納を掌る側近の職として存在したが、ここにその機能を革め、勅旨は内侍が奉じて、藏人頭に傳宣することとなり、令制官職の實質は大きな變動を生ずるに至つた。そして藏人所は次第に組織を完備し、その重要性を加へることとなつたのである。

檢非違使 檢非違使は、今日の警察機關である。初め嵯峨天皇の御代に設けられ、京都内外の治安維持に當つた。當時は左右衛門府に屬して置かれたが、淳和

天皇天長元年一四八四年には獨立して左右檢非違使廳が設置せられ、さらに仁明天皇承和元年一四九年には別當が置かれて官制も概ね整頓し、職掌も擴大せられ、犯人の追捕のほかに、訊問・裁決・囚禁・處刑に及び、從來刑部省・彈正臺・京職・衛府に分散してゐた事務がここに統一せられた。かくて檢非違使の職は、重要なものとなつたが、とののち地方に於いてもこれに倣ひ、國司に屬して國々に檢非違使が設置せられ、地方の治安維持に任じた。

二崇文の治 桓武天皇の御治政の御方針は、御歴代の天皇によつて繼承せられ、殊に嵯峨天皇・淳和天皇・仁明天皇の御三代は、綱紀大いに張り、文運は興隆し、官職にその人を得て皇威は内外に輝いた。平安時代の初め延暦・弘仁の間は、唐では德宗・憲宗の時代であつて、安祿山の亂以來、唐の勢力は大いに衰へたが、その文化はなほ海外諸國に輝き、我が國朝野の唐文化に對する憧れも依然として衰へなかつた。桓武天皇・仁明天皇の御代には、遣唐使が派遣せられ、佛教學術・技藝各方面に亘り、研學の徒は相次いで入唐した。もつともこの時代では、前代に於ける如く長年月唐に滯在して研學することは

なく、専ら疑問の點を擧げて彼の地の學者に質したり、我になき書物をもたらし歸ることを主とするやうになつたが、これらの事象は、我が文化が既に高度に發展したことを示すものにほかならない。かくて嵯峨天皇より仁明天皇に至る御三代は、また唐風文化の興隆、文物典章の整備を内容とする崇文の治ともいふべき時代であつた。

御三代の天皇は、いづれも學問に御造詣深く、藝術を愛好し給ひ、殊に嵯峨天皇は、書道に堪能であらせられ、漢詩に勝れさせ給うた。天皇の御代に、始めて凌雲集・文華秀麗集等の勅撰の詩集が撰ばれ、ついで淳和天皇の御代に經國集が勅撰せられた。このことは、この時代の漢文學の隆盛を明示するものである。またかかる崇文の風は、弘仁格式・令義解の撰修等によつて、政治の上にも見ることができる。格は律令の規定を改正し、不足を補ふために々々に發布せられた詔・勅・官符であり、式は律令の施行についての細則を定めた規則であり、律と令と相俟つて當時の法典の重要な分野を占めたものである。またこれらの法令は、時に應じて發布せられたのであるから、次

第にその數を増し、のちになると、これを集成して展閱参照に便ならしめる必要が生じた。即ち格式を編纂することが、法典を整備する上に於いて必要な事業となつたのである。桓武天皇は、既にこの格式編纂に着手あらせられたが、嵯峨天皇が専らそれを紹述して、遂に弘仁十一年(四八)格十卷式^{一四八}四十卷の編纂を完了し給うた。これを弘仁格・弘仁式と言ふ。なほ格式の編纂は、こののち清和天皇の御代にも行はれ、格は貞觀十一年(九二)に式は延喜式^{一四九}十三年に成り、貞觀格・貞觀式と稱せられた。さらに醍醐天皇に至つて三たび格式の編纂があり、格は延喜七年(五六)に、式は延長五年(五八)に成り、延喜格・延喜式と稱せられた。これら弘仁・貞觀・延喜の格式を併せて三代の格式と稱する。

令義解

令義解は、令の官撰註釋書である。令の文は大綱を擧げたものであるから、その解釋には多くの説を生ずることとなり、後世になると學者は互にその説を争ひ、政治の實務に當る者は、法の適用に疑義を抱いたのである。そこで、官府に於いてその解釋を一定し、疑義を一掃する必要があり、淳和天皇

は天長三年勅を下して解釋の一一定を命ぜられ、天長十年撰修完成したもののが即ち令義解である。このほか、嵯峨天皇の御代に始めて内裏式・弘仁儀式が制定せられ、ついで貞觀儀式・延喜儀式などができる、朝廷は群臣をしてこれを學び、威儀を整へしめられた。

三藤原氏の擅權 藤原氏は、その祖鎌足が大化革新に功を樹て、爾來政治に參與したが、その子不比等もまた要路にあつて律令を撰修し、樞機に列して勢力があり、奈良時代後半に一時その勢威を失墜したが、平安初期には、再び官界に頭角を見はすに至つた。不比等の玄孫冬嗣は、嵯峨天皇の朝に仕へ、藏人頭に任せられ、累進して左大臣となり、やがてその子良房が出づるに及び、その才略を以て大いに一門の權勢を擴張し、藤原氏擅權の根源はここに萌した。

良房の權勢

文德天皇の御代、良房は右大臣より一躍して太政大臣に任せられた。太政大臣は則闕官として頗る重く、人臣にしてこれに任せられたことは異例とすべきであつた。しかも清和天皇が、御年僅かに九歳を以て即位あらせ

られるや、良房はさらに攝政の勅を拜するに至つた。攝政は、神功皇后・聖徳太子等の先例によつて知らるるが如く、皇族を任じ給ふものであつて、人臣にして攝政となつたのは、良房を以て始めとする。陽成天皇は、良房の養嗣子たる右大臣藤原基經を攝政とするの詔を下された。ついで光孝天皇は、即位の初め、特に優詔を基經に賜ひ、奏すべき事、下すべき事、必ず先づ諮詢せよ、と仰せられた。光孝天皇の詔には、未だ關白の文字こそないが、その優詔の意味は全く後世の關白と同様である。ここに於いて基經の威望は、いよいよ盛んなものがあつた。

阿衡事件

宇多天皇はまた基經に優詔を賜ひ、萬機巨細となく太政大臣に關白し、然る後奏下せよ、と仰せられた。即ち關白の實は光孝天皇の御代に始まり、その名は宇多天皇の御代に備つたのである。基經は關白の詔を畏み、時の儀禮として一旦拜辭したが、天皇はその拜辭を許さざる旨の勅を基經に賜うた。しかるにその中に、「宜以阿衡之任爲卿之任」との句があり、基經に親近せる文章博士藤原佐世は、阿衡は位のみで職掌なしと告げたので、種々論議

が起り、基經は政務を聽かざること半歳に及び、宸襟を憐まし奉つた。天皇は、長くも勅を改めて基經を慰諭あらせられ、さきの勅書を起章したる左大辨橘廣相の参朝を一時停止せしめられて、やうやく事態の落著を見るに至つた。これよりのち、藤原氏は、天皇御幼少の時は攝政となり、天皇長じ給ふに至つては關白となるの例となり、一族盡く顯職に就き、榮華を極めるに至つた。

宇多天皇

四延喜・天曆の治　宇多天皇は、權臣の跋扈に鑑みさせられ、基經の薨去後は關白を置き給はず、親政の實を擧げ給ふとともに、大御心を深く民政に注がせられ、地方政治の振肅を圖り給うた。しかるに御在位十年にして、寛平九年（一五五）七月皇子敦仁親王に御讓位あらせられ、親王即位し給うた。すなはち醍醐天皇におはします。天皇は、御父宇多天皇の御負託に副ひ給ひ、世は泰平にして、延喜の聖代と謳はれ、後世永くその至治を讃へ奉る。

醍醐天皇は、宇多天皇の御遺誠を守つて菅原道真を重用せられ、藤原時平を左大臣に、道眞を右大臣に任じ、相共に政務に勵ましめ給うた。しかるに

内政の改革

道眞の聲望が高まるに従ひ、時平は大いに不平を抱き、道眞の榮達を妬める小心の輩を語らつて、その失脚を策した。ために道眞は、太宰權帥に左遷せられ、配所にあること二年にして薨じた。これより藤原氏の勢力はますます盛んとなつたが、醍醐天皇親政の下にあつては、昔日の如き専横の舉に出ることはできなかつた。時平は左大臣として大政を輔弼し、聖代の治を翼賛し奉つた。天皇は、まづ宿弊久しき地方政治の刷新を断行し、長く停頓してゐた班田制の實施を命じ給うた。當時は昌平久しく、貴族大官は京の地に躊躇して地方の事情に通せず、日々安逸に耽つてゐたが、その間地方は次第に疲弊と亂脈とに陥りつゝあつた。殊に班田制は、平安初期より既に規定通り行はれず、これに乗じて權門勢家は、土地を兼併して私領を擴大するばかりであつた。民衆は課役の負擔に堪へかねて諸國に流浪し、戸籍は偽多くして調庸の實は上らず、社會の秩序は亂れてまさに大化革新直前にも比すべき状態に陥つた。大化革新は、かくの如き社會を正さんがために断行せられ、その精神は、律令となつて成文化せられた。しかばこの社會を

肅正せんがためにも、大化革新の精神の振興、律令の厲行、及び社會情勢の變化に伴なふ律令の修正が必要となる、よつて醍醐天皇は、律令の修正厲行を以て施政の根本方策となし給うたのである。天皇は、延喜二年一二五六三月多くの官符を下し給うて、貴族大官が私地を不當に占有すべからざること、調庸を精妙にすべきこと、班田を行ふべきこと等の極めて重要な制令を宣布し給うた。これらは、いづれも時弊の根源を衝いて國運の進展を圖り給ふ大御心より出でたものであつた。

なほこの御代には、文化の進展も著しく、學問上にも多くの業績が遺された。そして文運の興隆は、日本文化獨立の氣運を助長した點に重大な意義を有する。かくの如きもろもろのめでたき事實は、一に天皇の聖徳に由來するのであつて、今に傳へられる寒夜に御衣を脱して民の寒苦をしのび給うた天皇の御仁慈は、史を讀む者をして深き感激に浸らしめずには置かない。

た。朱雀天皇は御幼少であつたので、時平の弟忠平が攝政となり、のちに關白となつて時代は再び逆轉の勢を示した。朱雀天皇は御在位十六年に互り、その間には將門・純友の亂があり、時勢の凋落はやうやく蔽ひ難いものがあつた。

村上天皇
村上天皇は、深く醍醐天皇を敬慕あらせられ、延喜の聖代を範として政道の振肅を圖り給ひ、忠平の薨去後は關白を置かず、萬機を親裁あらせられた。また學問・藝術に御造詣深く、文化の興隆は、延喜の御代と並び稱せられた。

世にこの御代を天暦の聖代と稱する。

太政大臣の職制

太政大臣 一人

右師範一人儀形四海。謂師者教人以道者之稱也。範者法也。儀者善形也。四海者九夷八狄七戎六蠻也。經邦論道燮理陰陽。

陽。有德之選、非分掌之職爲無。其分職故不稱掌。設官待德故无其人則闕。〔令義解卷二〕

藤原基經關白となる

賜攝政太政大臣關白萬機詔

詔朕以涼德奉茲乾符、臨鳳辰而如履薄冰、撫龍軒而若涉淵水。自非太政大臣之保護扶持、何得恢寶命於黃圖、正旋機於紫極哉。嗚呼三代攝政、一心輸忠、先帝聖明、仰其攝錄、朕之冲眇、重以孤策。其萬機巨細、百官惣已、皆關白太政大臣然後奏下、一如舊事。主者施行。

仁和三年十一月廿一日

(政事要略第三十)

第三節 摄關政治

横藤原氏の擅

一攝關政治の變遷 藤原氏はその祖鎌足以來、皇室の御信任を忝くし、匪躬の誠を盡したが、清和天皇の御代、良房が攝政に任せられてよりその一門の人々は、相次いで朝廷の顯職に任せられ、いつしか皇室の御寵任に馴れ、一身一家の繁榮を圖るに没頭して、奉公の精神を忘却するに至つた。かかる傾

向は、まづ他氏の排斥となつて現はれ、さきに菅原道真を貶謫し、ついで冷泉天皇の御代には、安和の變を惹起して、その競争的地位にある左大臣源高明を配流に處した。

藤原氏の繁榮

安和の變を一轉機として藤原氏の勢力は、全く他氏を制壓し去り、攝政・關白はもとより、その他の顯要の官も盡くその獨占するところとなつた。また同じ藤原氏のうちでも、かの房前の流を酌む北家が最も勢力を有してゐた。冷泉天皇の御代より、本來臨時の職であるべき攝政・關白の職は、常置の職として藤原氏一族に相承せられ、後冷泉天皇に至るまで御八代百餘年に亘つて、藤原氏による攝關政治が行はれた。この間しばしば同族間の競争が行はれ、師輔の子兼通・兼家、兼家の子道隆・道兼兄弟の争ひの如きは、史を繙く者をしてその人倫を逸した醜状に面を背けしめるものがある。

道隆・道兼について、道隆の子伊周いわと道隆の弟道長との間に、またも争ひが生じたが、道長は遂に伊周を排して權勢を獨占した。道長は、一條天皇・三條天皇・後一條天皇に歴任して三十年間攝關の地位に居り、その三人の女は、そ政治は全く形骸と化した。

れぞれ一條天皇・三條天皇・後一條天皇の中宮に立ち、外孫の三皇子は、相次いで後一條天皇・後朱雀天皇・後冷泉天皇として位に即かせ給ひ、攝關政治の展开、藤原氏の繁榮は、道長の時を以てその極に達したのである。

道長について子頼通もまた、攝關に任すること五十年の長きに及び、藤原氏繁榮の勢は、こののちもなほ久しく史上に現はれたが、後三條天皇の御即位によつて、頼通の専權は抑制せられ、ついで院政の行はれるに及んで、攝關間榮耀榮華を極めるに至つた。

當時貴族が權勢を得るには、皇室の御外戚となつて大政を輔弼しまるらすことが第一の手段と考へられてゐた。されば藤原氏がその女を宮中に納れ、外戚として天皇の御信任を被るや、國運發展のために獻身するの抱負もなく、ただ自家權勢の維持にのみ腐心し、攝關政治の如き政治を整へ、その間榮耀榮華を極めるに至つた。

攝關政治は幾多の政弊を生んだが、國家の政治を便宜上私家の政所よんじょに於いて決するに至つたが如きは、その弊の最たるものである。また攝關政治

は官職の世襲化と政治の形式化とを招いた。官職の藤原氏獨占は、やがてその世襲化を來たし、他氏の出世は困難となつて、人材登庸の道は塞がれ、政治墮落の因をなした。一方、貴族の奢侈風流は、平安朝の初期から漸を追うて盛んとなり、政務を等閑視し、徒らに慣習に執著し、儀式を尊重する弊を生ぜしめ、政治は現實の國民生活から遊離した。しかも貴族の法外な奢侈の增長は、彼等をして財源の蓄積に狂奔せしめ、莊園の増加、賣官の盛行、官職の利権化が行はれるに至つた。

かくて攝關政治の期間を通じて、大化革新の精神は忘却せられ、律令制度は變質して實用をなさず、百官は盡く曠職して歌舞遊樂を事とするに至つたから、京師の治安に任する檢非違使廳の如きも、またその人を得ず、京中の秩序は紊亂して群盜・刃傷・放火が絶間なく起つた。地方政治が既に延喜の御代に於いて收拾すべからざる状態にあつたことは、三善清行の意見封事に明かであつて、攝關政治はそののちをうけて、混亂の度を一層深めた。武家はこの混亂中から起つて地方秩序の維持に當り、その實力を以て遂に藤原氏に代つたのである。

莊園の發展

二莊園の發達 大寶令の制度は、奈良時代以來その運用に遺憾の點が多く、その間種々の弊害を生じた。平安時代の初めから攝關時代にかけて特にその弊の顯著なるものに、班田制の崩壊と莊園の發達がある。

班田制の崩解

班田制の實施は、既に奈良時代に於いて困難に逢著し、開墾政策を始め種々の對策が講ぜられたが、平安時代に入ると、その實施は一層困難の度を加へ、遂に全く行はれなくなつた。

班田制の崩壊は、口分田の私有化を招き、私有化せられた口分田は、賣買譲渡・寄進によつて權門・社寺の手に集中せられて行つた。口分田とともに位田・職田・功田・賜田の如きも私有化して、盛んに寄進・譲渡せられるに至つた。土地私有化の大勢は、さらに墾田の發達に於いて著しかつた。墾田の私有制が認められてから、權門・社寺は競うて開墾に努め、既に奈良時代に於いて莫大の墾田ができたが、平安時代に入ると、この傾向はますます激しくなつた。即ち、權門・社寺を始め地方官たる國司や地方の豪族は、争うて開墾を

行ひ、之を私有した。

(註) 墾田のうち特に勅旨により正税を以て開墾するものを勅旨田といひ、これが開墾の最も盛んであつたのは淳和天皇、仁明天皇の御代であつた。勅旨田は他の墾田と異なり不輸租の特權を有してゐたのである。

莊園の發生

かくて私有化した各種の田地は、莊園として經營せられ、その地名をこれに冠して某々莊と呼ばれた。莊園の持主は、これを領主と稱し、その三位以上の中を尊んで領家といつた。領主が不輸租の特權を得ようとし、またはその所有權を確實にしやうと欲する場合は、自己に領主職を留保しつつ、皇族・權門・社寺等にその莊園の收入の一部を寄進し、その保護によつて目的を達した。かかる上級の所有者を本家と稱した。

莊園の増大

されば權勢あるものは、自ら土地を開墾せずとも坐して諸人の寄進を受け、廣大なる莊園の所有者となつた。道長の莊園は天下に充ち、人をして、天下の土地、悉く一家の領と爲る。所領立錐の地無きか」と言はしめたが、これらの莊園は殆んどかかる寄進によつて生じた本家權が主であつた。領主

の下には領主の代理人たる預所^{あづかりごろ}が居り、その下に莊園經營の事務に携はる莊司があつた。莊司の下に農耕に從事する農民が居り、これに地主と小作人があつた。

(註) 莊司には下司、公文、田所等があつた。莊園關係者はいづれも莊園によつて一定の收入を得る権利を有し、この権利を職といひ、本家職・預所職・作人職等と稱した。職または職の設定せられてゐる土地を所領といひ、職の行使を知行と呼んだ。

莊園が一度成立すると、それを本據として出作・加納の方法により、近隣の公地・私地が次第に莊園に吸收せられ、公民も國司の苛政を避けるために、その口分田や墾田を莊園に寄進しましたは土地を棄てて莊園に流入し、莊司や莊民となつた。また官吏の俸給たる封戸の如きも變質して莊園と化した。

かかる土地の私有化と莊園化は、やがてその土地の負擔たる田租並びに莊民の負擔たる庸・調の免除を伴ない、遂に國家の財源に重大な危機を招くこととなつた。租・庸・調の免除は、その免除せられた租・庸・調が、莊園領主の收入となることを意味し、それ故に單に土地の私有化のみならず、公民の私民化をも意味したのである。奈良時代には莊と稱するものも未だ租・庸・調を

莊園制の惡弊

免除せられてをらず、莊内の人民が擅に領主の奴婢・張内・資人等と稱して事實上庸調を納めず、領主も國司を脅して租の納入を怠るに過ぎなかつた。平安時代に入ると、莊園の不輸的性質は次第に強化せられ、さらに仁明天皇の承和年間に至ると、種々の口實を設け、公然と太政官または國司の許可を得て租・庸調を免除せられるものも生じた。かかる前例が一度成立すると、官吏の入部さへも拒否するやうになり、不入權は不輸權と並んで莊園の特質となつた。かくて廣大な土地と、多數の人民は、國司の支配を脱して權門・社寺の支配下に立つに至り、國司支配の土地・人民は年とともに減少して行つた。後冷泉天皇天壽年間には、伊賀國四郡十七郷のうち、三分の二は權門・社寺領であつたといふ。

國家は、しばしば莊園の停廢を命じ、國司もまた、これが禁壓に努めたが、法令を起案する公卿が熱心な莊園の經營者であり、禁壓の衝に當る國司がその走狗である以上、かかる弊風を一掃することは不可能なことであつた。かくて莊園の發達とともに律令制度の施行は全く行はれなくなつた。そ

れとともに國家の行政權の及ぶ範囲は甚しく縮少分散せしめられ、國司制の變質と相俟つて地方政治の大混亂を招來するに至つた。

三地方豪族の發生 班田制の崩壊、莊園制の發展に伴なつて地方行政組織もまた次第に變質し、紊亂して來た。國司には位田・位祿・季祿・職分田等が給せられ、事力が與へられる上に、在任中は空閑地を開いて經營することができ、公廨稻の配分、出舉稻の利稻等莫大的の收入があつた。藤原氏が跋扈して以來、中央に志を得ぬものは自ら收入多き國司を志願し、在任中は専ら私腹を肥やし、任終れば成功によつて重任し、または土著して豪族となつた。

かくて國司任官は收入を得る手段と化しかの今昔物語に見える信濃守藤原陳忠や、一條天皇の御代、國內の住民によつて彈劾せられた尾張守藤原元命の如き極端なる悪政の國司を出すに至つた。かく國司の職が收入の目的と化するにつれて、奈良時代から發展した國司遙任制は、親王任國・知行國等の制度を産み、國衙をば遂に中央官吏の祿地と化せしめ、國衙の實務は留守所の下級官吏に委任して頤みられざるに至つた。

豪族の武

地方が官吏の誅求の対象と化するや、人民はその苛責に堪へずして逃亡するものが次第に多く、或は莊園に入り、或は群盜となつて所々に出没した。また然らざるものも奸惡な國司に對しては、或は朝廷に彈劾し、或は大舉して反抗したから、地方は騒然たる状態となつた。地方警備の任に當るべき軍團は、既に奈良時代にその機能を失ひ、平安時代の初め新設せられた健兒けんじも、貞觀の頃には羸弱りやくじやく、その用に堪へなかつた。

かくの如き地方秩序の混亂は、地方の豪族が起つて自衛の策を講じ、武士化する機縁となつた。地方豪族と稱せられるものには、上代以來地方に蟠居する舊氏族系統のものほかに、國司の土著したもの、京都の貴族の移住したものなどがあつた。彼等は國衙の下級官吏や郡司に任じ、また檢非違使・押領使・追捕使となつて、その一族郎等を率ゐ、地方の治安維持に當るやうになり、また然らざるものも權門の莊園の莊司となつて、土地人民の事實上の支配權を掌握し、いづれも武事を練つて、地方治安の維持に任じた。朝廷に於いてもかかる武士化した地方豪族を檢非違使廳の役人に任命して京

武士の勃興

師の治安に當らしめ、また瀧口の武士とて清涼殿の東北御溝水の會するところに候せしめて禁衛に奉仕せしめられた。

延喜以後、これら武装した地方豪族のうちから、その統領として名をなすものが次第に輩出してきた。これらは多く臣籍に降下せられた皇族または藤原氏の一族等であつて、地方民の崇敬を受け得る身分のものであつた。左大臣藤原魚名の子藤成は下野に下つてその地の豪族となり、その子孫に藤原秀郷が出て、一族武名を謳はれるに至つた。また嵯峨天皇の皇子源融の孫なる仕は武藏守となり、その子宛は同國に留つて平良文と互に勢力を争つた。良文は桓武天皇の玄孫に當り、その父高望王が寛平年間平姓を賜はつて上總介に任じてから、その一族が廣く關東に蔓延して勢力を張つたものであつた。

武士の棟梁は地方の秩序維持に任ずるとともに、またその相互の間に於いてしばしば私鬭を演じ、或は國司に反抗して地方の秩序紊亂を助長するものもあつた。かの平良文の甥將門や前伊豫掾藤原純友が承平・天慶の間

に惹起した騒亂は、その甚しきものであつた。この騒亂後平氏は關東に於ける勢力を失墜したが、清和天皇の孫であつて當時武藏守であつた源經基の一族は、代つて關東に勢ひを得、その子満仲、満仲の子賴光・賴信はいづれも藤原氏に出入してその恩顧をうけ、地方に蓄へた武力・富力はともに世人をして瞠目せしめるに至つた。

三 善清行の封事（項目）

- 一 應消水旱求豐穰事。
- 一 請禁奢侈事。
- 一 請勅諸國隨見口數授口分田事。
- 一 請加給大學生徒食料事。
- 一 請減五節妓員事。
- 一 請依舊增置判事員事。
- 一 請平均充給百官季祿事。
- 一 請停止依諸國少吏並百姓告言訴訟差遣朝使事。
- 一 請置諸國勘籍人定數事。

- 一 請停以贍勞人補任諸國檢非違使及終師事。
- 一 請禁諸國僧徒濫惡及宿衛舍人凶暴事。
- 一 重請修復播磨國魚住泊事。

延喜十四年四月廿八日 從四位上行式部大輔臣三善朝臣清行上

（本朝文粹卷二）

官省符莊

民部省符 丹波國司

永施入東寺田地肆拾肆町佰肆拾步 在多紀郡

墾田玖町壹佰肆拾肆步

池壹處堤長七十丈

野林參拾伍町

四至東限公田 西限刺山界
南限川 北限大山界

河内郷地一條三大山里一大山田東圭五段

二大山田東圭五段

七均小田三段三百八步

八山小田東圭一段百廿步

九池後田一段百卅四步

十大山田六段

十一大山田七段

十二大山田八段

十三大山田八段二百十六步

十三大山田西圭四段

十四池心田八段二百步

十五池後田北圭七段

十六池後田一町二百八十步

十七山小田九段

十八柴本田七段

略○中

以前被太政官去八月八日符傳少僧都傳燈大法師位實惠奏傳有御願於東寺奉造真言宗諸寶像并奉寫一切經諸儀軌我朝所未會有雕鏤盡備既訖忝以殞身敢專其事先師故大僧都空海大法師私建一號名曰綜藝院將以設經史而備教業配田圃而充支用宿心未畢人化時遷功業所期獨方難□弟子等商量沽却彼買取件田全卽以爲傳法之資夫田圃入寺皇憲不聽仍假擅越等名私爲券契之主貿於舛葉非是隱宜伏望特蒙天造以件等田便入東寺永充傳^{皆力}御願真言宗經律論疏之料與居諸爭照將天地自存若干功德不暇敷陳伏聽天裁者大納言正三位兼行右近衛大將民部卿陸奥出羽按察使藤原朝臣良房宣奉勅特時准來奏者省宜承知依件勘入者國宜承知依件行之符到奉行

少輔從五位下橘朝臣貞雄 從八位上守少錄宿禰鯨

承和十二年九月十日

到來十一月廿五日

奉 大目佐伯宿禰

介三原朝臣 楊大目文連直麿

件案文加寺印下遣庄如件

別當權大僧都 都維那嚴演

權少僧都 造寺專當

阿闍梨大法師安救

上 座 中滿

權上座

寺 主仁滿

(東寺文書)

東寺傳法供家牒 丹波國衙

欲被任先例免除大山庄預并庄子等臨時雜役狀

在多紀郡副官省符案并國符案文

庄檢技僧^{合考} 僧^{合考}基勢豐平宗 沙彌法則

備春丸 凡利春

牒 件庄田依承和十二年九月十日官省符爲傳法料田以其地子米充用傳法并書寫一切經料年序已尙矣佛法興隆尤在此庄仍元來不付徵田租正稅無有臨時雜

役責。而得彼(庄カ)解狀解狀稱郡司郡司仰云、國衙仰云、官交易糸絹、調洁買絹、國仙穎、官修理檜皮、丁馬之雜役、宜令仰仕者。因茲日夜無分寸暇、何奉仕御庄例事。望請被牒送國衙免除件臨時雜役、將奉仕御庄例事牒送如件。乞也衙察之狀、欲被免除任先例彼庄預并庄子等臨時雜役事。依功德莫以忍耳。仍副前司免除雜役符案文等、以牒。

承平五年十月廿五日

小學頭僧定宿(定宿)

檢挾權少僧都(會理)

僧禪口

別當大法師(神辨)

大學頭大法師(神鑒)

大學頭大法師貞救

本家の設定

爰季光舍弟小弓大夫惟光以所領號小弓庄奉寄進本家於御堂關白之時、○中改橘惟光令寄進件庄。于今爲近衛殿御領。惟光以水田寄進上東門院御願東北院領號上東門院勅旨田。爲攝錄家渡庄。於領主職者、惟光之子孫于今相傳之。立木田大夫季高奉寄進所領於陽明門院御領。仍號陽明門院勅旨田。同時又奉寄進所領於院御領。號後三條院勅旨田是也。兩所領主職共以彼子孫當知行。(良峯氏系圖)

(東寺百合文書)

第四節 院 政

後三條天皇

一後三條天皇の御改革 藤原道長は、久しく権要の地位を占め、榮耀榮華を極めたが、その子賴通もまた久しく關白となり、藤原氏の權勢は實に華々しいものがあつた。しかしながら、その頃中央政治の紀綱は弛み、地方政治は亂脈に陥り、班田制は行はれず、莊園の激増を見るに至つた。後冷泉天皇ののちを承けて後三條天皇が立ち給ふや、天皇は深くこの状態を軫念あらせられ、時弊の基づくところは一に攝關政治にあることを察し給ひ、新たに源師房俊房の父子、藤原實政・大江匡房を起用せられ、綱紀を振肅して、萬機をみそなはし給うた。天皇は、東宮にましますこと二十餘年、藤原氏の專横を憂ひ給ひながら、心靜かに故實典禮を修め、時の來るのを待ち給うたのである。殊に天資剛邁にましました上に、天皇の御母は、三條天皇の皇女であらせられ、從來の如く藤原氏との外戚の親もなく、御即位後は藤原氏を憚らず庶政の改革を斷行し給うた。この時賴通は、既に宇治に屏居し、弟敦通が關白の